ᄶᄶ	4	ㅁၾᆠ
弗	-	亏惊礼

主要事業の進行状況報告書 平成 21 年 9 月 30 日

2 5	都市整備局	航空政策の推進(羽田空港の再拡張及び国際化)
事業概要	増大する航空需要に 実を図ることが喫緊 そのため、首都圏 などについて、来年	本の国際競争力の維持・向上や経済の活性化を図るためには、 応えるなど、首都圏とりわけ首都東京における空港機能の充 の課題となっている。 の空港機能の充実に資する、「羽田空港の再拡張及び国際化」 10月の供用開始を確実に実現するために、一日も早い事業 を行うとともに、国際化の一層の推進を国に求めるなど、航 組む。
これまでの経過	平平 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	から国への提案要求に、「羽田空港の国際化」を最重点事項とて新規に盛込み、提出。 航空政策基本方針」(本文は下記で閲覧可)を策定・公表。 が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」を閣議 定。その中で、羽田空港については、「財源について関係府省 見通しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、 00 年代後半までに国際定期便の就航を図る」とされる。 田・金浦(ソウル)間の昼間国際チャーター便の運航開始。 は羽田空港の再拡張事業に対し、1,000 億円の無利子貸付によ協力を行うことを公表。 田空港再拡張事業の事業化を含む平成 16 年度政府予算案及び 連法案が国会にて可決、成立。 は羽田西拡張事業(新滑走路の建設工事)を契約。 は羽田空港国際線地区整備に係るPFI事業を契約。 は新滑走路建設の現場工事に着手。 国が「航空の自由化」「羽田空港の更なる国際化」を盛り込 「アジア・ゲートウェイ構想」「経済財政改革の方針 2007」を 決定。 田・虹橋(上海)間の昼間国際チャーター便の運航開始。 地方税制の改正に伴い、羽田空港の国際化を含む音都東京の重 策に関する「国と東京都との実務者協議会」を設置。 「羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を 置。

	平成 20 年 4月 羽田 - 香港間の国際チャーター便の運航開始。		
	平成 20 年 4月 「第2回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科		
	会」を開催し、都から国際線発着枠の拡大方策を提案。		
	平成 20 年 6月 国が「2010年の供用開始当初に昼間及び深夜早朝合わせて		
	約6万回の国際線を就航」「昼間に羽田にふさわしい近距離アジ		
	ア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、さらに北京、		
	台北、香港まで就航していく」等の羽田の国際化の方針を盛り		
	込んだ「経済財政改革の基本方針 2008」を閣議決定。		
現	平成 20 年 7月 「第3回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科		
在	会」を開催し、国から上記の国際化の方針の説明。		
の進行状況	平成20年 7月 羽田への国際定期便乗り入れに関する各国との協議を順次開始。		
一	平成20年 11月 規制改革会議の重点事項推進委員会公開討論において、都から		
状	更なる国際化について提案。		
况	平成 20 年 12 月「第 4 回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」		
	を開催し、国から国際航空交渉の進展状況について報告。		
	平成 20 年 12 月 都は、羽田空港再拡張事業の国からの無利子貸付の増額要請に協		
	力表明。		
	平成 21 年 4 月 日中首脳会談において羽田・北京首都空港の国際定期チャーター		
	便の開設について合意。		
	平成 21 年 7 月 「第 5 回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科		
	会」を開催し、国から再拡張事業の進捗等について報告。		
	・再拡張事業に係る施設(新滑走路、国際線ターミナル等)が整備され、平成22		
今後	年 10 月(予定)に供用開始、国際定期便も就航。		
後の			
の見通	~ ・都では、来年10月の供用開始を確実に実現すること、昼間の国際線をさらに		
通	増加し、就航都市も一層拡大すること、空港容量自体を増大することを国に働き		
	│かけていくとともに、国に対する協力及び必要な調整等を実施していく。 │		
問い	N合わせ先 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 電話 03-5388-3288 min		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		